資料３－１

精神障害者地域移行・地域定着協力病院認定事業の進捗について

千葉県では、長期入院している精神障害者の地域生活への移行や地域生活を継続するための支援を積極的に取り組んでいると認められる病院を、病院からの申請に基づき、「千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院」として認定しています。

１　認定要件

（１）病院内において、地域移行を推進するための会議を設置していること。

（２）病院の職員が、千葉県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業における障害保健福祉圏域ごとの協議の場に参加していること。

（３）地域移行・地域定着のサービスが必要な者に対して、地域援助事業者等と連携した支援を行う体制があること。

（４）千葉県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業により実施される事業への協力をする予定があること。

２　認定病院（県内５２病院のうち、現在１３病院を認定）

○平成２８年１１月１日付け認定

秋元病院（鎌ケ谷市）
旭中央病院（旭市）
磯ヶ谷病院（市原市）
市原鶴岡病院（市原市）
大多喜病院（夷隅郡大多喜町）
木村病院（千葉市）
京友会病院（旭市）
聖マリア記念病院（成田市）
千葉病院（船橋市）
初石病院（柏市）
藤田病院（匝瑳市）

○平成２９年１２月２２日付け認定

海上寮療養所（旭市）
浅井病院（東金市）

３　平成３０年度認定予定

平成３１年１月現在、７病院から申請を受理しており、２月中に認定の予定。

４　制度の効果

（１）退院時の支援体制を条件としていることから、入院されている患者さんやご家族が病院を選択する際の目安になる。

（２）医師をはじめとする病院職員に地域移行を意識した支援について考えるきっかけになる。